

# 令和5年度那須塩原四季を感じる旅ナカPRツール作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この実施要項は、一般社団法人那須塩原市観光局（以下「観光局」という。）が発注する、来訪者の滞在時間の延長と旅行消費額の拡大を目的とした、那須塩原四季を感じる旅ナカPRツールを作成するにあたり、業務の履行に最も適した業務委託先を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により適正かつ公正に選定するために必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名業務

令和5年度那須塩原四季を感じる旅ナカPRツール作成業務

### (2) 業務内容

本業務は、那須塩原市の豊富な観光資源や観光スポット、事業者が提供する商品（食、お土産、アクティビティ・もの作り体験）やサービスなどを紹介するPRツールを作成し、宿泊施設の各部屋に設置することで、旅行者に対する情報発信を強化する。詳細は、別紙「令和5年度那須塩原四季を感じる旅ナカPRツール作成業務委託仕様書」による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### (4) 履行場所

那須塩原市内

### (5) 見積限度額

1,595,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※必要に応じ、純広告または記事広告の掲載を可能とする。

## 3 担当部署・問い合わせ先

〒329-2801

那須塩原市関谷448番地4

一般社団法人那須塩原市観光局 担当者：斉藤喜代美

電話 0287-46-5326

FAX 0287-46-5328

E-mail nkankoukyoku@nasuinfo.or.jp

## 4 参加資格

参加資格要件は、観光に関するパンフレット制作に専門的なノウハウを持つ事業者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(3) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。

## 5 プロポーザルの日程

- |                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告          | 令和5年6月21日(水)         |
| (2) 質疑受付期限               | 令和5年6月26日(月)         |
| (3) 質疑応答書送付予定日           | 令和5年6月28日(水)         |
| (4) 参加表明提出期限             | 令和5年7月3日(月)          |
| (5) 企画提案書の提出期限           | 令和5年7月13日(木)午後3時迄    |
| (6) 書面審査、企画提案参加事業者の決定、通知 | 令和5年7月14日(金)         |
| (7) 審査の実施                | 令和5年7月19日(水)午後1時30分～ |
| (8) 審査結果の通知予定日           | 令和5年7月20日(木)         |

## 6 質疑応答

### (1) 質疑

本件に関する質疑は次により質疑応答書（様式1）により提出すること。

ア 受付期間 令和5年6月26日（月）まで

イ 提出方法 電話連絡の上、E-mail により提出すること。

ウ 提出場所 3に同じ。

### (2) 回答

質問者には、令和5年6月28日（水）までに電子メール（E-mail）により回答するものとする。また、観光局ホームページ上に当該回答内容を公表する。

ただし、質疑の内容等によって企画提案方式による業者選定に公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

## 7 参加表明期限

- (1) 提出期限 令和5年7月3日（月）
- (2) 提出方法 持参又は郵送によること。（持参の場合は事前に来局日時等を連絡すること。）
- (3) 提出場所 3に同じ。
- (4) 提出書類
  - ア 参加表明書（様式2）
  - イ 業務実績調書（様式3）

## 8 企画提案書提出期限

- (1) 提出期限 令和5年7月13日（木）午後3時迄  
（郵送の場合は当日必着。書留郵便又は配達証明に限ることとし、電話で到着確認を行うこと。）
- (2) 提出方法 持参又は郵送によること。（持参の場合は事前に来局日時等を連絡すること。）
- (3) 提出場所 3に同じ。
- (4) 提出部数  
企画提案書提出届（様式4） 紙媒体：原本1部

企画提案書 紙媒体：原本1部、副本10部（様式自由 片面印刷） 電子媒体：1部  
見積書 紙媒体：原本1部、副本10部（様式自由 片面印刷） 電子媒体：1部  
※企画提案書に最低限記載すべき事項については、次のとおりとする。

ア 実績

イ プロジェクトの実施体制

ウ スケジュール

エ 企画の概要・コンセプト

オ デザイン

カ 集客周知方法

(5) 留意事項

ア 企画提案にあつては、別紙仕様書に記載した事項を満たすこと。

イ 見積は各費用の内訳を明示し提出すること。

(6) その他

ア 参加表明後に辞退する場合は、その旨を必ず報告すること。

イ 提出期限までに提出がない場合は辞退されたとみなす。

ウ なお、辞退しても不利益な取り扱いを行わない。

9 企画提案参加事業者の決定

令和5年7月13日（木）までに提出された企画提案書、見積書を基に仕様書で要求する事項について書類審査による一次選考を行い、プレゼンテーションの対象となる事業者を選定する。

プレゼンテーション参加は4社までとし、企画提案書提出が4社を超える場合には、一次選考の上位4社を参加者とする。

また、令和5年7月14日（金）までに企画提案参加事業者審査委員会の開催についてメールにて通知し、メールの着信について電話で確認する。

10 企画提案概要説明

別途定める「令和5年度那須塩原四季を感じる旅ナカPRツール作成業務委託提案事業者選定グローバル審査委員会設置要領」により、企画提案書にかかるプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの内容については、仕様書に従うこと。

また、企画から制作まで携われる担当者がプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時・会場

令和5年7月19日（水）午後1時30分開始

那須塩原市まちなか交流センター ステージ及び屋内広場

(2) 提案順番

参加表明書の受付番号を採用する。

(3) 時間

各社20分以内とする。（別に約10分の質疑応答時間を取る。）

(4) 使用できる機材

プレゼンテーションにて使用する備品等（パソコン等）は提案者で準備すること。

プロジェクター（HDMI 接続）、スクリーン等の資料表示に必要な設備は観光局が準備する。

#### (5) 留意事項

ア 実施日時及び各参加者の開始時刻は、後日通知する。

イ プレゼンテーション参加人数は、1 提案事業者あたり 3 名までとする。

ウ プレゼンテーションの実施に際し、提出された企画提案書以外の追加資料の提示がある場合は、事前に許可を得ること。

### 11 提案事業者の決定

(1) 審査委員は、審査項目に基づき、参加した事業者の提出書類及び見積書とプレゼンテーション内容を基に、別に定める採点項目表に沿って総合的に評価・審査を行う。また、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力などのもっとも優れた者を受託候補者として選定する。

(2) 観光局は、提案事業者ごとにすべての審査委員の採点を合計し、最も高い提案者を最優先に契約協議を行う。協議が不履行になった場合は、次席提案者と契約協議を行う。なお、審査内容及び経緯については公表しない。

### 12 結果通知

審査結果は、令和 5 年 7 月 20 日（木）を予定日として書面にて通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。なお、選考結果に対する異議等は一切受け付けない。

### 13 その他

(1) 提出のあった書類、資料等は返却しないものとする。

(2) 参加表明書等書類の作成および提出、プレゼンテーションに関して必要となる経費については、提案者の負担とする。

(3) 次の条件の一つ以上に該当する場合には、審査の対象から除外する。

ア 定めた提出方法、提出先、期限に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 関係者に関する工作等、不正な活動を行ったと認められる場合

(4) 本業務を委託する相手方の決定については、選出業者を対象として内部手続きを経た上で決定されるもので、提案者の選出結果をもって、本業務を委託する相手方を決するものではない。

(5) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。

また、提案者は審査結果について、異議等の申し立てをすることができないものとする。

(6) 見積金額が極端に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適当と認められる場合には、当該提案者から説明を求める場合がある。

(7) 本企画提案にかかる提出物は、本企画提案の事務以外では一切使用しない。

また、第三者等に関示することはない。